

# 誰もが暮らしやすいまちに

12月3日(土)～9日(金)は障害者週間です。障がいに関するマークや標識は、障がいのある人が支援を必要としていることを伝えたり、設備や取り組みが障がいに対応していることを示したりするものです。ここではその一部を紹介します。

## 障がい者のための 国際シンボルマーク



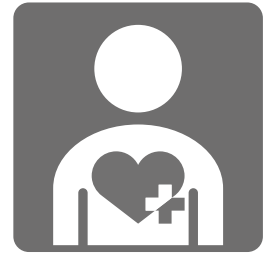
障がいのある人が利用しやすい建物・施設・公共交通機関であることを示す世界共通のマークです。このマークを見かけた場合、障がいのある人への配慮をお願いします。

## 筆談マーク



聴覚障がい・音声言語障がいのある人が筆談によるコミュニケーションを求めるときに提示します。また、筆談による対応ができる公共施設などに掲示されます。

## ハート・プラスマーク



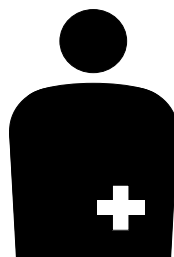
心臓や呼吸機能などの体の内部に障がいのあることを表すマークです。外見からは分かりにくい障がいであるため、このマークを着用した人を見かけた場合は配慮をお願いします。

## 盲人のための 国際シンボルマーク



1984年に制定された世界共通のマークです。視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられていて、信号機や国際点字郵便物で見られます。

## オストメイト用設備/ オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱<sup>ぼうこう</sup>を造設している、排せつ機能に障がいのあることを表すマークです。また、オストメイトに対応した設備がある場合に掲示されます。

## ヘルプマーク



外見からは分かりにくい義足や妊娠初期の人、体の内部に障がいのある人が援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。バスの席を譲るなど、配慮をお願いします。

## 手話マーク



聴覚障がいのある人などが手話によるコミュニケーションを求めるときに提示します。また、手話による対応ができる公共施設などに掲示されます。

## 気軽に相談してください

市や県では、次の相談窓口を開設しています。相談は無料で、秘密は厳守します。

### 市障がい者相談センター(ほっとすまいるセンター・保健福祉館内)

障がいについての相談や、日常生活で気になることなど、さまざまな相談を受け付けます。

電話番号=27-1106

FAX=27-1065

### 障がいのある人への差別に関する相談窓口(県印旛健康福祉センター内)

障がいを理由に差別されるなど、つらい思いをしたら相談してください。

電話番号=043-486-5991

FAX=043-486-2777

※くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)へ。